



平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

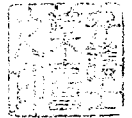
被告 東京電力株式会社 外1名

原告第13準備書面
(被告東電に対する請求の訴訟物について)

平成26年7月7日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

被告東電の平成26年5月16日付準備書面(1)に対する認否及び反論は、以下のとおりである。

なお、同準備書面3頁の「2 『原子炉の運転等』と『原子力損害』」の項に対する認否及び反論の中で、原告らが主張する被侵害利益との関係について若干詳論する。

第1 「第1 はじめに」について

上記準備書面の構成の概要を述べたものであり、認否の対象ではないものと思料する。

第2 「第2 原賠法に基づく原子力損害賠償制度のしくみ」について

1 冒頭部分について

原告らの主張を引用している部分は認め、その余は否認ないし争う。

2 「1 目的」について

認める。

3 「2 『原子炉の運転等』と『原子力損害』について

(1) 単純に条文が引用されているという趣旨において認める。

(2) ところで、原子力損害は、一般に、放射線の作用等と「相当因果関係のある損害はすべて含まれ、放射線の作用等による身体的損害、物的損害等の直接損害のみならず、相当因果関係がある限り逸失利益等のいわゆる間接損害であっても原子力損害となる。」(乙F 1の46頁16)と解されている。東京地裁2004(平成16)年9月27日判決も、同様の解釈に拠っている。

また、相当因果関係が認められる範囲に関連して、「避難費用についても、放射線等の作用との相当因果関係のある限り原子力損害として原賠法が適用されること、また、原賠法の適用を受けるかどうか限界的な場合には原子力損害賠償紛争審査会の活用により適切な処理が図られる」と解されている(乙F 1の46頁16)。

(3) 以上の解釈に鑑みると、原子力損害の判断における相当因果関係は、原賠法に特有の解釈はなされておらず、民法709条と同一の理解がなされているものと解される(なお、原賠法の相当因果関係について特有の解釈がなされていれば、民法709条とは賠償の範囲が異なるため、特別法の政策目的を実現するために民法709条の適用を排除すると解する余地も出てくるが、そのような解釈はなされていない。)

そして、その外縁の判断については、限界事例に関して原子力損害賠償紛争審査会の活用が期待されていることに鑑みると、当然、司法府である裁判所が判断することも予定されているものと解される。

(4) ここで、原告らが主張する被侵害利益である平穏生活権、人格発達権、居住・移転の自由、内心の静穏な感情を害されない利益と「原子力損害」の関係を検討すると、原子力発電所から大量の放射性物質が放出されれば、周辺

住民の上記権利利益は通常侵害されるものであるから、放射線の作用等と相当因果関係があることは明らかというべきであり、いずれも原子力損害（原賠法2条2項）に含まれる。

なお、上記権利利益の侵害は、避難をすれば解消するわけではない。避難をすることによって放射線等による直接的な侵襲からは逃れることができるが、原子力損害は上記のとおり相当因果関係のある間接損害まで含むのであるから、避難したことをもって原子力損害が無くなるものではない。

4 「3 原子力損害賠償責任について」について

概ね認める。

ただし、「賠償義務者とされる原子力事業者においては予め責任保険の付保等の損害賠償措置を講ずることが要求されることにより賠償資力の確保が図られることとなり、原賠法の『被害者の保護』という目的を達成することが可能となる。」（5頁3行目以下）旨の主張については、現実には、被告東電による損害賠償措置は、賠償資力の確保には遠く及ばず、「被害者の保護」という目的を達成できなかったため、次々項の政府による援助に依存した事態となっている。

5 「4 損害賠償措置について」について

認める。

6 「5 政府による援助について」について

認める。

7 「6 まとめ」について

原賠法が、同法の定める「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を達成するために、民法の不法行為法の特別法として、①賠償責任の厳格化及び責任集中、②損害賠償措置を講ずべき義務、③政府の援助を定めていることは認め、その余は否認ないし争う。

被告東電は、上記①乃至③を「特異」な制度である旨主張するが、例えば、

責任の厳格化について言えば、被害者保護という政策目的のために賠償責任が厳格化されることは土地工作物責任（民法717条1項及び2項）や動物の占有者の責任（民法718条）でも行われており、責任集中に関しても、不法行為法ではないが、取引の安全という政策目的のために賠償義務者の責任が縮減されることは瑕疵担保責任の除斥期間（民法566条3項）などで行われており、政府の援助に関しても、被害者保護という政策目的のために本来的な賠償義務者以外の者に賠償責任を追わせることは責任無能力者の監督者責任（民法714条）や使用者責任（民法715条1項及び2項）などでも行われているのであって（援助と債務負担の違いはあるが、賠償債務の引き当てが拡大・増強する点で共通している。）、「特異」というほどのものではない。

また、すでに述べた大気汚染防止法、製造物責任法、自賠法など被害者保護という政策目的のために賠償責任が厳格化された特別法は多くある。特に自賠法は、自動車の運行供用者には責任保険契約を締結して損害賠償措置を講じる義務があり（自賠法5条）、責任保険による救済が受けられない被害者に対しては政府が損害を填補する（同法72条）など、原賠法の制度と類似している。

このように、原賠法の定める制度は、他の特別法、特に自賠法が類似の制度を定めており、「特異」というほどのものではない。

第3 「第3 民法709条に基づく『原子力損害』の賠償請求は許されないことについて」について

1 冒頭部分について

争う。

2 「1 法体系に基づく解釈」について

(1) 引用されている原賠法の条文は認めるが、その解釈上、民法709条に基づく請求が許されない旨の主張は争う。

(2) 被告東電の主張のうち、民法709条に基づく請求が排除されなければな

らない実質的・積極的な理由として主張されているのは、民法709条に基づく賠償責任を認めると、①原子力損害賠償責任保険契約による保険金及び原子力損害賠償補償契約による補償金が支払われない恐れがあること（オ、キ）、②政府による援助が得られない恐れがあること（キ）、③軽過失に止まる関連事業者等の第三者に対して求償権を行使できることになること（キ）の3点に集約されるものと解される。

しかし、①及び②は、要するに賠償義務者である原子力事業者の支払能力に関わる問題であり、理論上、賠償請求権の法的性質を左右する本質的な問題とは言えない。また、③については、被告東電が自社に有利となる解釈を積極的に否定していることに違和感を覚える点はさておき、理論上、求償権は賠償責任が認められたときに初めて生ずる二次的な問題であり、一定の政策目的から求償権を制限する必要があるれば求償権そのものを制限すれば足りるのであって、その発生原因となった賠償請求権の法的性質を変容させる必要はない。

(3) 更に原賠法に則して検討すると、以下に述べるとおり、原子力事業者が民法709条に基づく損害賠償責任を認めても、原子力事業者による求償権行使を認め、また、保険金等や政府による援助が得られないことにはならない。

すなわち、原子力事業者が、原子炉の運転等による原子力損害について民法709条に基づく損害賠償責任を負う場合においては、当然、原子力事業者は同時に、原賠法3条1項に基づく損害賠償責任も負うこととなる。

したがって、原子力事業者は民法の不法行為の規定によって賠償義務を履行したとしても、原子力事業者は、同時に、原賠法に基づく責任も負担しているのであるから、原賠法4条1項の責任集中規定の趣旨は及び、同法5条を類推適用して、原子力事業者から第三者に対する求償を制限すれば足りる。

同様に、民法709条と同時に原賠法3条1項の責任を負う結果として原賠法8条、10条及び16条の要件は満たすことになるのであり、これらの

規定に基づく保険金等の支払いや国による援助が否定される理由はない。

なお、こうした関係は、交通事故に基づく賠償責任について民法709条に基づく賠償責任と自賠法3条に基づく無過失責任が並存的に成立する場合に、被害者が民法に基づいて損害賠償請求を行い、加害者がこれに対して賠償義務を履行したとしても、加害者が、自賠法上の賠償責任に基礎を置く自賠責保険（自賠法11条参照）に対して保険金の請求をなしうるものとされていることと同様の関係にあるといえる。

(4) したがって、被告東電の主張は、民法709条に基づく請求が排除されなければならないという結論を導く根拠とはなり得ない。

3 「2 裁判例」について

水戸地裁2008（平成20）年2月27日判決、及び、東京地裁2004（平成16）年9月27日判決の解釈については、原告らの2014（平成26）年4月25日付第4準備書面（被告東電に対する請求の訴訟物について）の3頁以下で主張したとおりであり、これに反する被告東電の主張は争う。

4 「3 行政解釈」について

科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」（乙F1の52頁）に被告東電が主張する記載があることは認め、その余は争う。

たしかに、上記文献に記載されているとおり、原賠法4条の責任集中の政策目的を達成するため、原子力事業者以外の事業者に対しては、民法の適用を排除すべき実質的な理由があると言える。しかし、上記文献においても、原子力事業者の責任について民法の適用を排除しなければならない実質的な理由は何も述べられておらず、上記文献は、少なくとも原子力事業者の民法709条（不法行為の要件）の適用排除に関しては、根拠として脆弱というべきである。

5 「4 まとめ」について

争う。

第4 「第4 原告ら第4準備書面『第2 2つの訴訟物が成立する根拠について』
に対する反論」について

1 冒頭部分について

前置きであるので認否しない。

2 「1 原賠法の目的に反しないとの主張について」について

(1) 原告らの主張の引用部分は認め、その余は否認する。

(2) 被告東電は、「原賠法のみによって完結する特別の賠償制度を創設しているものであるから、原告の上記主張は独自の解釈論というほかなく、失当である。」と主張する（13頁13行目以下）。

しかし、原子力事業者自体に生じた原子力損害については、原賠法が適用されないため（原賠法2条2項但し書き）、一般の債務不履行責任（民法415条）や不法行為責任（民法709条）の適用が従前から想定されている。この問題については、「現実には純粋な第三者の過失によってこのような損害が発生することは稀である」との安全神話や、「従業員、下請、メーカー等の過失については契約によって処理する（賠償請求の制限）ことが可能であるので、それ程不都合があるものではない。」（以上、乙F1の47頁(17)）との理由で放逐されているが、原子力損害が原賠法のみで完結しないことを示していることは明らかである。

また、原子力事業者が契約に基づいて管理している第三者の財産に関して原子力損害が発生した場合も、原賠法が定める原子力事業者による損害賠償措置からの賠償は認められず、契約責任を追及すべきであるとされており（乙F1の47頁(18)）、やはり原賠法では完結しない。

更に、原子力事業者の従業員に生じた原子力損害については、労働者災害補償保険法等に基づく給付との間で所要の調整が行われることとされており（乙F1の47頁(19)）、ここでも原賠法では完結しない。

以上のとおり、原子力損害（なお、上記の原子力事業者自体に生じた損害

は、原賠法上の原子力損害からは除外されている)の賠償は、原賠法のみによって完結するわけではなく、被告東電の上記主張は誤りである。

(3) 被告東電は、「『被害者の保護』という目的達成の観点からも原告らの主張は失当である」と主張する(13頁21行目以下)。

原告らは、被害者であり、加害者である被告東電から被害者保護に反するなどと言われる筋合いではない。被告東電に係る主張をすること自体、被告東電が被害者の立場や被害者の思いを理解していないことの証左である。

原告らは、本件原発事故によって重大な被害を受けた被害者として、請求の趣旨に掲げた精神的損害の賠償請求の実現と並んで、その前提としての本件事故の原因の解明、とりわけ被告ら兩名の責任の有無及び程度が明らかにされることを求めている。

原告らの精神的損害は、賠償金が支払われれば回復するというものではない。本件事故によって被害を受けた者にとって、本件事故の原因究明と完全な賠償、及び被告らの反省、謝罪に関与して、二度と事故を繰り返されないことを確信することが被害者の受けた精神的被害を回復する重要な要素となるのである。

したがって、民法709条に基づく損害賠償請求によって過失を審理対象とすることは、原賠法の「被害者の保護」という目的に整合はしても、阻害することはない。

3 「2 原賠法3条1項の趣旨に反しないとの主張について」について

原告らの主張の引用部分、及び、原賠法が①賠償責任の厳格化及び責任集中、②損害賠償措置を講ずべき義務、③政府の援助を定めていることは認め、その余は否認ないし争う。

被告東電は、「原告らの主張は、・・・『原子力事業の健全な発達』という原賠法のもう1つの目的を全く踏まえておらず失当である。」と主張するが(14頁7行目以下)、原告らは、民法709条に基づく請求を認めても被告とな

る原子力事業者に不利益はないと主張しており、「原子力事業の健全な発達」という法目的も踏まえている。

4 「3 原賠法4条1項との関係についての主張について」について

原告らの主張の引用部分及び条文の引用部分は認め、その余は否認する。

被告東電の主張は、原告らの「一切」との表現を捉えて、原賠法4条1項は間接的に原子力事業者の賠償責任に関係しているので「一切」は誤りであるという趣旨と推察するが、そのような主張に意義があるとは思えない。

原賠法4条1項は、あくまでも原子力事業者以外の事業者の賠償責任について定めた規定であり、この規定を根拠に、原子力事業者の賠償責任の根拠規定が原賠法3条1項に限定されると解釈することはできない。

5 「4 原賠法に基づく請求と民法に基づく請求との関係に関する裁判例等についての主張について」について

(1) 水戸地裁2008（平成20）年2月27日判決について

標記裁判例の理解については、原告らの2014（平成26）年4月25日付第4準備書面（被告東電に対する請求の訴訟物について）の3頁乃至5頁で主張したとおりであり、これに反する被告東電の主張は否認する。

なお、標記裁判例の控訴審判決については、原判決の該当部分を引用すると述べているのみで、原賠法3条1項と民法709条の関係について積極的に判断を示しているものではなく、先例としての価値は高くないというべきである。

(2) 東京地裁2004（平成16）年9月27日判決について

標記裁判例の理解についても、原告らの上記第4準備書面（被告東電に対する請求の訴訟物について）の3頁乃至5頁で主張したとおりであり、これに反する被告東電の主張は否認する。

なお、標記裁判例の控訴審判決についても、上記(1)と同様、原判決の該当部分を引用すると述べているのみで、先例としての価値は高くないというべ

きである。

また、同控訴審の陪席裁判官であった中島肇弁護士（現・原子力損害賠償紛争審査会委員）は、地裁判決について「民法709条に基づく損害賠償請求権も並存し得ることを認めたとうえで、同条の請求原因事実の主張がないという理由で、同条の請求を棄却したものと考えられる」と指摘している（中島肇「論点体系判例民法7不法行為I〔第2版〕300頁。甲F4）。

すなわち、東京地裁判決は、民法上の不法行為規定に基づく損害賠償請求を否定したものではなく、むしろ原賠法上の請求権との並存を認めたものである。

(3) 第177回参議院東日本大震災復興特別委員会

原告らの主張の引用部分、及び、本件事故に起因する「原子力損害」に当たらない損害については民法の規定が適用されることは認め、その余は否認する。

本件事故に起因する原子力損害に当たらない損害は想定しがたい以上、原賠法上と民法上の賠償責任の両方が成立することを認めた答弁と解するのが常識的である。

6 「5 他の不法行為の特則と民法に基づく請求の訴訟上の取扱についての主張について」について

(1) 冒頭部分について

原告らの主張の引用部分は認め、その余は否認ないし争う。

(2) 「(1)大気汚染防止法25条1項について」について

条文の引用部分は認め、その余は否認ないし争う。

大気汚染防止法1条が特定の事業の健全な発達を目的として掲げていないのは、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、自動車排出ガスを排出等する事業が多種多様に及び、特定の事業を掲げるのが困難であるという事情によるものと解するのが合理的であり、これを理由に大気汚染防止法25条1項

の請求権と原賠法3条の請求権の法的性質に格別の差異を見出すことには合理性がなく、また、責任集中（原賠法4条1項）や求償権の制限（原賠法5条）に類似する規定が定められていないことも、賠償義務を負う者を限定するに過ぎないのであって、請求権そのものの法的性質に差異を生じさせる事情とは言えない。したがって、被告東電の主張は、原賠法3条1項と民法709条の両請求権の関係を大気汚染防止法25条1項と民法709条の両請求権と同様に請求権競合と解することを否定する理由とはならない。

(3) 「(2)製造物責任法3条」について

条文の引用部分は認め、その余は否認ないし争う。

上記(2)と同様の理由から、製造物責任法1条に特定の事業の健全な発達が目的として掲げられていないこと、責任集中や求償権の制限に類似する規定が定められていないことは、原賠法3条1項と民法709条の両請求権の関係を製造物責任法3条と民法709条の両請求権と同様に請求権競合と解することを否定する理由とはならない。

(4) 「(3)自賠法3条について」について

条文の引用部分及び自動車事故の被害者に認められ得る各種の請求権の存在は認め、その余は否認し争う。

自賠法は、「被害者の保護」と「自動車運送の健全な発達」の両方を目的とした上で、被告東電が列挙しているように、被害者に多数の請求権を認める立場を取っている。このことは、被害者保護の観点からは、特定の事業の健全な発達を阻害しない限り、被害者に多数の請求権を認めるのが望ましいことを示している。したがって、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」の両方を目的としている原賠法も、原子力事業の健全な発達を阻害しない限り、被害者に多様な請求権を許容していると解するのが原賠法の趣旨に適うものというべきであり、前述のとおり、民法709条の請求権を認めたとしても原子力事業の健全な発達は阻害されないのであるから、原賠法は

これを許容していると解するのが合理的である。

7 「6 まとめ」について
争う。

以上